

# 新規会員加入申込書

年 月 日

滝川商工会議所の趣旨に賛同し会員として入会申込み致します。

なお、会費基準に基づき

口を負担いたします。

企業名

代表者名

⑩

住所

電話

当所会員企業の皆様をHP上(ザ・ビジネスモール)で、公開・紹介しています。□

下記項目へご記入下さい。【<https://www.b-mall.ne.jp/takikawa/companysearch>】

業務内容

企業PR


※店舗(社屋)、商品、製品、作業場などの写真、画像を掲載いたします。

E-mailにて[info@takikawacci.or.jp](mailto:info@takikawacci.or.jp)宛にお送りいただくか、当所職員が撮影にお伺いいたしますのでお申し付け下さい。

撮影を希望する

ご記入いただいた情報は、商取引の紹介・斡旋等の商工会議所が行う事業の実施・運営や商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、会員名簿に掲載して公開・頒布することがあります。

会員名簿・ホームページに

掲載する ・ 掲載しない

※どちらかに○印を付けて下さい。

※

年会費	1口=5,000	口	円
加入年月日	年 月 日		
会員区分		部会区分	

# 滝川商工会議所会費基準表

会費1口 = 5,000 円

- ◎個人 人 会費口数 = 従事者割 (別表1)  
◎法人 人 会費口数 = 従事者割 (別表1) + 資本金割 (別表2)  
◎支店・営業所等 会費口数 = 均等割 (2口) + 従事者割 (別表1)

従事者割 (別表1)

資本金割 (別表2)

従事者数区分	口数
2名以下	2
3名～5名	3
6名～14名	4
15名～29名	6
30名～49名	12
50名～99名	20
100名～199名	30
200名以上	40

資本金額区分	口数
300万円未満	1
300万円～999万円	3
1,000万円～4,998万円	5
5,000万円～9,999万円	7
1億円以上	10

- 注) 1. 資本金、従事者数は、前年度の特定商工業者台帳及び会員台帳に基づくものとする。
2. 従事者数
- ①法人の場合は、代表役員以下全従事者とする。
  - ②個人の場合は、家内従事者以下全従事者とする。
  - ③支店等の場合は、支店長以下全従事者とする。
  - ④当所地区内の事業所が本店の場合は、当所地区内外すべての支店等を含む規模で算定する。
  - ⑤季節雇用者については1人を1/3人とする。
  - ⑥雇用者の内、1日5時間以内の労働、6ヶ月以内の雇用は、1人を1/2人とする。
3. 会費には「たきかわ産経」購読料 (年額600円) を含む。
4. この基準表によりがたい場合、協議の上会頭が決定する。

※ 本会費基準表は昭和52年4月1日より実施

※ 平成3年度より会費1口3,000円を5,000円に改定

※ 商法改正に伴い平成9年4月1日より一部改正